

下水道事業 受益者負担金について

都市整備課 内線286

扶桑町の公共下水道は平成19年4月1日に供用開始してから12年目を迎え、平成30年4月1日に新たに約16ヘクタールを供用開始することができました。

公共下水道を整備するにあたっては、多くの建設費用がかかります。この費用の一部を下水道が使えるようになった地区の方に負担していただくのが、下水道事業受益者負担金（受益者負担金）です。

◆受益者負担金とは

公共下水道が整備されることにより、生活環境が向上し、快適な生活を送ることができるようになります。

しかし、公共下水道は整備された地域の方だけが利用できる施設で、町民の方の税金のみで下水道の建設費をまかなうことは、著しい不公平を招くこととなります。「受益者負担金制度」は、下水道を利用できる方に対し、負担の公平を図るため設けられた制度です。扶桑町では、末端管渠整備に使われた相当額の費用を、土地の所有者等に負担いただきます。なお、負担金は土地に1回限りの賦課となります。

◆受益者負担金の算出方法

負担金の額は対象の土地面積に、1㎡あたり400円を掛けて算出します。例えば、100㎡の土地を持つ方ですと、100㎡×400円で4万円の負担金が発生します。

◆受益者負担金の支払方法

今回、供用を開始した地区内の土地の所有者等には、事前の申告内容に基づいて、7月初旬に納付書を郵送します。（口座振替の方には、口座振替通知書を郵送します。）

納付は5年に分割し、1年を4期に分けた計20回で納める方法、各年度の

第1期までに1年分を一括で納める方法及び残りの負担金を一括で納める方法の3通りあります。

また、第1期の納期限までに一括納付されずとも納期前納付報奨金が交付されます。

なお、納期限を過ぎますと期間に応じ延滞金が発生しますのでご注意ください。

（例）231㎡（約70坪）の土地を持つ場合

負担金額 231㎡×400円 = 92,400円

●1年4期・5年20期に分けて支払った場合

5,000円（初年度第1期） = 5,000円

4,600円（残りの納期）×19回 = 87,400円

●初年度第1期までに全額納付された場合

納期前納付報奨金がついて、77,220円

※1期ずつ分けて納付する場合に比べ、全額を一括で納付した場合、報奨金がつくため、15,180円のお得です。

◆受益者が変わったら

受益者負担金を納め終わる前に相続や売買等の理由で受益者に変更があった場合は、すみやかに役場へ「下水道事業受益者変更届」を提出してください。届出後は新しい受益者に納付書を

送付します。届出の様式は都市整備課窓口の他、扶桑町ホームページ内にもありますのでご利用ください。

◆受益者負担金の 税務上の取り扱いについて

事業または、不動産貸付などの業務を営んでいる方は、業務に使用している部分について「繰延資産」として、その償却費を必要経費に算入することになります。

「繰延資産」とは、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関し個人が支出する費用で、支出の効果が支出した日から1年以上に及ぶものをいいます。

業務に使用している面積（㎡）に400円を乗じて繰延資産の金額を算出してください。

ただし、納期前納付報奨金が交付されている場合は、報奨金を差し引いた額が繰延資産の額になります。

申告に関することは、税務署にご相談ください。

◆下水道に関する問い合わせ

都市整備課 内線285～288



下水道マスコットキャラクター
スイスイ